（様式３）

年　　月　 日

豊　中　市　長　あて

誓　　約　　書

応　募　者　　所在地（住所）

商号又は名称（氏名）

代表者職氏名

私は、豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を豊中市役所自動車駐車場管理運営事業予定者の公募型プロポーザル方式による選定から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

1. 私は、豊中市役所自動車駐車場の管理運営を受注するに際して、豊中市暴力団排除条例施行規則第２条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、豊中市暴力団排除条例施行規則第２条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
3. 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4. 私が本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明した場合は、豊中市が豊中市暴力団排除条例及び豊中市が発注する契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、豊中市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により、その旨を公表することに同意します。
5. 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明し、豊中市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（参考）豊中市暴力団排除条例（抜粋）

第７条　市は，暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）並びに次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

　□　下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい，第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

　□　契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は，前条の趣旨を踏まえ，次に掲げる措置を講じるものとする。

　□　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し，公共工事等及び売払い等に係る　入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

　　　 □　公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には，当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

　　 □　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には，必要に応じ，その旨を公表すること。

□　公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ，かつ，当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって，暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

・　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。

□　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には，当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。

□　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には，契約相手方に対して，当該下請負人等との契約の解除を求め，契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には，契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

□　前各号に掲げるもののほか，公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は，前項各号（第３号及び第４号を除く。）に掲げる　措置を講じるために必要があると認めるときは，契約相手方　及び下請負人等に対し，これらの者が暴力団員又は暴力団密　接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は，前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは，その旨を公表することができる。

（参考）豊中市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第２条　条例第２条第３号の市規則で定める者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(１) 自己若しくは第三者の利益を図り，又は第三者に損害を加える目的で，暴力団又は暴力団員を利用した者

(２) 暴力団の威力を利用する目的で，又は暴力団の威力を利用したことに関し，暴力団又は暴力団員に対し，金品 その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益等の供与」という。）をした者

(３) 前号に定めるもののほか，暴力団又は暴力団員に対し，暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益等の供与をした者

(４) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (５) 事業者で，次に掲げる者（アに掲げる者については，当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団 員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，当該事業者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ　支配人，本店長，支店長，営業所長，事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，営業所，事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において，部長，課長，支店次長，副支店長，副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，これらと同等以上の職にあるものであって，事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について，一切の裁判外の行為をする権限を有し，又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(６) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら，これを相手方として，公共工事等（条例第２条第５号に規定する公共工事等をいう。）に係る下請契約，資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者